

令和3年度
PPP (Public-Private-Partnership) 協定
パートナー
募集要領

(応募受付期間)

令和3年3月3日(水)～3月19日(金)17:00 必着

(応募申請先及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階
国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 飯塚、井上

TEL : 03-5253-8111 (内線 26522、26532)

FAX : 03-5253-1548

電子メール : hqt-kanmin_renkei@gxb.mlit.go.jp

令和3年3月
国土交通省 総合政策局

1. 背景・目的

PPP/PFI は、公的部門の負担削減による財政健全化と、民間の資金・創意工夫の活用や新たなビジネス機会の拡大による経済成長という両面で効果を発揮するものであり、積極的に推進することが重要です。

国土交通省では PPP/PFI の推進に係る施策を、より効果的かつ効率的に実施するため、平成 28 年度より民間事業者と「PPP (Public-Private-Partnership) 協定」を締結し、予算以外も含めた行政の資源を活用して PPP/PFI の推進に係る民間の取組を後押ししております。

2. 協定の内容

「PPP 協定」には、4 つのタイプ（データベースタイプ、セミナータイプ、金融機関タイプ、個別相談タイプ）のパートナーがあります。協定の内容は別添 1 のとおりで、タイプ別の概要は別添 2 のとおりです。

3. 応募申請について

3. 1 応募主体

応募主体は日本国内に本社を有する法人とします。

3. 2 応募申請書

別添 3 の応募様式に必要事項を記入の上、参考資料を含めて、電子メールにてご提出ください。

なお、ご提出いただいた後、問合せをさせていただく場合がございますので、ご留意ください。

4. 応募受付期間

令和 3 年 3 月 3 日（水）～3 月 19 日（金）17:00 必着

5. 提出及び事前相談先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 3 階
国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 飯塚、井上
TEL：03-5253-8111（内線 26522、26532）

電子メール：hqt-kanmin_renkei@gxb.mlit.go.jp

6. 選定方法

応募様式と応募者へのヒアリング実施等をもとに、別添1のパートナーの要件を満たしているか否かを審議し、選定させていただきます。

なお、「セミナータイプ」のパートナーは、最大12者の選定を予定しております。「データベースタイプ」「金融機関タイプ」「個別相談タイプ」は、選定数に制限を設けておりません。複数タイプへの応募も可とします。

PPP (Public-Private-Partnership) 協定

本協定は、PPP/PFI の普及・啓発を促進するため、国土交通省総合政策局社会資本整備政策課とパートナーが、当該パートナーの活動等について必要な事項を定めるものとする。なお、パートナーの個別の役割等及び要件については、パートナーの4つのタイプ（データベースタイプ、セミナータイプ、金融機関タイプ、個別相談タイプ）に係る条項のうち、当該パートナーが選定を受けたタイプに係る条項が適用されるものとする。

1. 目的

予算以外も含めた行政の資源を活用して、民間のPPP/PFI 推進に係る取組を後押しすることにより、より効果的かつ効率的にPPP/PFI の普及・啓発を促進すること。

2. パートナーの役割等

(1) 共通

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 官民対話を通じて、国土交通省との更なる連携方策について模索すること
- ② 国土交通省が開催するブロックプラットフォームや自治体プラットフォームにおけるサウンディング等へ積極的に参加すること
- ③ 国土交通省関係のセミナー、イベント等の情報の広報や国土交通省が実施するアンケート等に協力すること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① パートナーが協定に基づき実施する取組を地域プラットフォームに参画する地方公共団体に周知すること
- ② 国の政策動向や国土交通省所管の補助金等の情報や公表可能な資料をパートナーに提供すること
- ③ 協定に基づきパートナーから国土交通省へ共有された情報のうち他のパートナーに共有が可能な情報を提供すること
- ④ パートナーが主催するセミナー等について、国土交通省職員による講演等の協力をする事、また内閣府等関係府省庁、地方公共団体に対し、講演等の依頼の協力をする事

※ 講演者等に対して、交通費の自己負担についてまで当課から依頼するものではない

(2) 個別（データベースタイプ）

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 地方公共団体に対して、データベースを無償で使用させること
- ② 求めに応じ、データベースの更なる充実を検討すること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① ブロックプラットフォーム、講演等においてデータベースを紹介すること

(3) 個別（セミナータイプ）

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 以下の（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）の基準を満たす PPP/PFI に関するセミナー（参加者が無償で参加できるものに限る）を年 2 回以上開催すること

（ア）地方公共団体職員対象型

- ・地方公共団体職員を主な対象とすること
- ・基礎自治体を跨ぐ広域的な開催とすること
- ・PPP/PFI の一般論や知識習得のための基礎講座等を含めること

（イ）地場企業対象型

- ・複数の地場企業を主な対象とすること
- ・PPP/PFI の実施実績のある事業者からの講演を含めること

（ウ）首長・議員対象型

- ・地方公共団体の首長あるいは議員を主な対象とすること

（エ）マッチングセミナー型

- ・地方公共団体が持ち込む案件についてマーケットサウンディング又は民間事業者とのマッチングを行う機会を提供すること

- ② セミナーに参加する地方公共団体等からの相談体制を整えること（必要に応じてセミナー開催後に個別相談会を実施する等）
- ③ セミナーにおいてブロックプラットフォームに関する情報を提供するよう努めること
- ④ ①、②及び③に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること（セミナー資料、参加者、参加者へのアンケートを含む）

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① パートナーが主催するセミナーについて、後援名義の使用許可や国土交通省 HP における告知等の広報活動を行うこと
- ② パートナーが主催するセミナーについて、原則 1 回は国の旅費負担にて国土交通省職員の講師派遣を行う

(4) 個別（金融機関タイプ）

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 地方公共団体又は地場企業から求めがあった場合に、無償で個別相談に応じるほか、PPP/PFI に関するセミナーや勉強会を実施すること
- ② ①に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること
- ③ 地方公共団体又は地場企業に対して、国土交通省の発信する PPP/PFI に関する情報等を提供するように努めること
- ④ 国土交通省に対して、地域における官民連携事業の実施状況に関する情報を提供するように努めること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① 国土交通省 HP 等において相談窓口の連絡先を周知すること

(5) 個別（個別相談タイプ）

【国土交通省がパートナーに求めるもの】

- ① 地方公共団体又は地場企業から求めがあった場合に、無償で個別相談に応じるほか、PPP/PFI に関するセミナーや勉強会を実施すること
- ② ①に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること

【国土交通省がパートナーに提供できるもの】

- ① 国土交通省 HP 等において相談窓口の連絡先を周知すること

3. パートナーの要件

(1) 共通

- ① 以下のすべての要件を満たしていること。
 - ・ 日本国内に本社を有する法人であること
 - ・ 反社会的勢力でないこと
 - ・ パートナーとして適さない特段の事情がないこと
 - ・ パートナーの選定を取り消され、本協定を解除され、その日から起算して3年を経過しない者でないこと

(2) 個別（データベースタイプ）

- ① 以下の基準を満たす、PPP/PFI 事業についてのデータベースを有すること
 - ・ 一定数（545 件（※））以上の事例について実施方針、募集要項、要

- 求水準、その他 PPP/PFI 事業に必要な情報を掲載していること
- ・ 施設、事業主体、事業方式等についてのソート機能を有すること
- ・ フリーワード検索機能を有すること
- ・ 特定の分野、地域等に偏らないこと

※ 内閣府にて公表している PFI 事業数（818 件、令和 2 年 3 月 31 日現在）の 2/3 程度

(3) 個別（セミナータイプ）

- ① 令和元年度及び令和 2 年度に参加費を徴収しない PPP/PFI に関するセミナー（庁内勉強会等の単独の地方公共団体等を対象とするセミナーを除く）を 2 回以上主催しており、協定期間毎年度に 2 回以上主催を予定していること

(4) 個別（金融機関タイプ）

- ① 以下のいずれかの基準を満たす金融機関
 - ・ PPP/PFI を担当している部署を有すること
 - ・ 過去 5 ヶ年に実施方針が公表されている PFI 事業又は民間事業者等との契約が締結されている PPP/PFI 事業について、融資等の実績があること

(5) 個別（個別相談タイプ）

- ① 過去 5 ヶ年に実施方針が公表されている PFI 事業又は民間事業者等との契約が締結されている PPP/PFI 事業について、導入可能性調査、アドバイザー業務等の受注実績又は当該 PPP/PFI 事業の受注実績がある者

4. 協定上の地位の譲渡等

パートナーは、国土交通省の事前の承諾を得ることなく、本協定の全部又は一部をいかなる者にも譲渡し、又は承継させないものとする。

5. 協定期間

本協定は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 31 日（木）までを協定期間とする。

6. パートナーの選定取消し及び本協定の解除

国土交通省は、パートナーが以下のいずれかに該当すると認めるときは、協定期間内であっても、パートナーの選定を取り消し、本協定を解除することができる。

- ① 3. (1) ①に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 本協定に基づく活動を適切に実施していない場合、又は同活動を適切に実施することが困難となるおそれ等がある場合

7. 留意事項

協定に係る費用については、パートナー各者が負担するものとする。(国土交通省から、パートナーに費用を支払うことはしない。)

	データベースタイプ	セミナータイプ	金融機関タイプ	個別相談タイプ	
1. パートナーの要件	(1) 共通	① 以下のすべての要件を満たしていること。 ・日本国内に本社を有する法人であること ・反社会的勢力でないこと ・パートナーとして適さない特段の事情がないこと ・パートナーの選定を取り消され、本協定を解除され、その日から起算して3年を経過しない者でないこと			
	(2) 個別	① 以下の基準を満たす、PPP/PFI 事業についてのデータベースを有すること ・一定数（545 件（※））以上の事例について実施方針、募集要項、要求水準、その他 PPP/PFI 事業に必要な情報を掲載していること ・施設、事業主体、事業方式等についてのソート機能を有すること ・フリーワード検索機能を有すること ・特定の分野、地域等に偏らないこと ※内閣府にて公表している PFI 事業数（818 件、令和 2 年 3 月 31 日現在）の 2/3 程度	① 令和元年度及び令和 2 年度に参加費を徴収しない PPP/PFI に関するセミナー（庁内勉強会等の単独の地方公共団体等を対象とするセミナーを除く）を 2 回以上主催しており、協定期間毎年度に 2 回以上主催を予定していること	① 以下のいずれかの基準を満たす金融機関 ・ PPP/PFI を担当している部署を有すること ・ 過去 5 ヶ年に実施方針が公表されている PFI 事業又は民間事業者等との契約が締結されている PPP/PFI 事業について、融資等の実績があること	① 過去 5 ヶ年に実施方針が公表されている PFI 事業又は民間事業者等との契約が締結されている PPP/PFI 事業について、導入可能性調査、アドバイザー業務等の受注実績又は当該 PPP/PFI 事業の受注実績がある者
2. パートナーの役割等	(1) 共通	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 官民対話を通じて、国土交通省との更なる連携方策について模索すること ② 国土交通省が開催するブロックプラットフォームや自治体プラットフォームにおけるサウンディング等へ積極的に参加すること ③ 国土交通省関係のセミナー、イベント等の情報の広報や国土交通省が実施するアンケート等に協力すること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① パートナーが協定に基づき実施する取組を地域プラットフォームに参画する地方公共団体に周知すること ② 国の政策動向や国土交通省所管の補助金等の情報や公表可能な資料をパートナーに提供すること ③ 協定に基づきパートナーから国土交通省へ共有された情報のうち他のパートナーに共有が可能な情報を提供すること ④ パートナーが主催するセミナー等について、国土交通省職員による講演等の協力をすること、また内閣府等関係府省庁、地方公共団体に対し、講演等の依頼の協力をすること ※ 講演者等に対して、交通費の自己負担についてまで当課から依頼するものではない			
	(2) 個別	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 地方公共団体に対して、データベースを無償で使用させること ② 求めに応じ、データベースの更なる充実を検討すること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① ブロックプラットフォーム、講演等においてデータベースを紹介すること	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 以下の（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）の基準を満たす PPP/PFI に関するセミナー（参加者が無償で参加できるものに限る）を年 2 回以上開催すること （ア）地方公共団体職員対象型 ・地方公共団体職員を主な対象とすること ・基礎自治体を跨ぐ広域的な開催とすること ・PPP/PFI の一般論や知識習得のための基礎講座等を含めること （イ）地場企業対象型 ・複数の地場企業を主な対象とすること ・PPP/PFI の実施実績のある事業者からの講演を含めること （ウ）首長・議員対象型 ・地方公共団体の首長あるいは議員を主な対象とすること （エ）マッチングセミナー型 ・地方公共団体が持ち込む案件についてマーケットサウンディング又は民間事業者とのマッチングを行う機会を提供すること ② セミナーに参加する地方公共団体等からの相談体制を整えること（必要に応じてセミナー開催後に個別相談会を実施する等） ③ セミナーにおいてブロックプラットフォームに関する情報を提供するように努めること ④ ①、②及び③に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること（セミナー資料、参加者、参加者へのアンケートを含む） 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① パートナーが主催するセミナーについて、後援名義の使用許可や国土交通省 HP における告知等の広報活動を行うこと ② パートナーが主催するセミナーについて、原則 1 回は国の旅費負担にて国土交通省職員の講師派遣を行う	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 地方公共団体又は地場企業から求めがあった場合に、無償で個別相談に応じるほか、PPP/PFI に関するセミナーや勉強会を実施すること ② ①に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること ③ 地方公共団体又は地場企業に対して、国土交通省の発信する PPP/PFI に関する情報等を提供するように努めること ④ 国土交通省に対して、地域における官民連携事業の実施状況に関する情報を提供するように努めること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① 国土交通省 HP 等において相談窓口の連絡先を周知すること	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 地方公共団体又は地場企業から求めがあった場合に、無償で個別相談に応じるほか、PPP/PFI に関するセミナーや勉強会を実施すること ② ①に係る取組について、国土交通省が別途定める様式により、活動状況を共有すること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① 国土交通省 HP 等において相談窓口の連絡先を周知すること